

相続税申告

基本料金 20万円～

基本料金の算定方法

税理士基本報酬(消費税別途)

5億円以下の部分 遺産総額×0.45%

5億円超10億円以下の部分 遺産総額×0.3%

10億円超の部分 遺産総額×0.15%

相続財産加算報酬の種類	加算報酬(消費税別途)	その他報酬/費用等	報酬/費用(消費税別途)
土地等(路線価区域):1区画当たり	40,000円～	共同相続人追加:1人追加毎	50,000円
土地等(倍率地域):1区画当たり	5,000円～	相続税の物納	150,000円～
家屋:1軒当たり	5,000円～	相続税の延納:相続人1人毎	30,000円
有価証券(非上場を除く):1銘柄当たり	8,000円	遺産分割協議書作成	50,000円
定期預金:1件当たり	5,000円※1	準確定申告書作成	70,000円～
事業財産で評価が必要なもの:1件当たり	10,000円～	修正申告書作成	70,000円～
生命保険:1件当たり	5,000円※1	相続税更正請求書作成	80,000円～
自社株(基本報酬):1件当たり	50,000円※2		
営業権(のれん):1件当たり	30,000円～		

※1 弊所で相続税評価が必要な場合にのみ必要となります。

※2 会社所有の土地等、家屋、有価証券等で評価が必要なものについては、財産の種類に応じた報酬が発生します。

■出張が必要な場合の日当は1日当たり50,000円を請求いたします。

■旅費交通費や登記簿謄本等の交付費用は実費を請求いたします。なお、その際は、概算額を事前にご連絡いたします。